

# 委任状

令和 年 月 日

香川県県税事務所長 殿

現住所  
(住民票住所)

委任者

(納税義務者) 氏名

印

電話番号 ( ) -

※県税事務所から連絡することがありますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

次の自動車に係る令和\_\_\_\_年度自動車税(種別割)の過誤納還付金(延滞金及び還付加算金を含む。)の受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

登録番号 香(川)・高松 - -

還付金額 円

受任者 現住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号 ( ) -

受任者本人名義の口座(ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。)

口座名義人								
金融機関	銀行					支店		
口座番号	普・当							

## 注意事項

- 委任者は、当該年度の自動車税(種別割)納税義務者(原則として4月1日時点の所有者)となります。
- 委任者(納税義務者)の住所は、**住民票上の現住所**を記入してください。現住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの(住民票・商業登記簿の写し等)を添付してください。
- 委任者が法人の場合には、法人の代表者印を押印してください。
- この委任状は、自動車を**抹消登録した翌月10日(必着)までに提出**してください。
- 委任状を提出された場合でも、地方税法第17条の2第1項の規定により、委任者(納税義務者)に未納の徴収金(自動車税(種別割)だけでなく、県税の他の税目に係る徴収金も含まれます。)がある場合には、**未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者には還付されません。**
- この委任状は、受任者が還付金の受領を代理で行うものですので**還付充当通知書は委任者(納税義務者)に送付されます。**
- 納税義務者が亡くなっている場合は、届出書類及び戸籍の添付が必要です。抹消登録前に県税事務所にお問い合わせください。
- 提出後、**当該年度中に還付が発生しない委任状は、提出者には返却せず、廃棄処分となります。**
- 委任状の提出先(郵送可)

香川県県税事務所 管理担当 【〒760-0068 高松市松島町一丁目17-28 TEL087-806-0304】